

8 文科科第 79 号
令和 8 年 4 月 27 日

各 国 立 大 学 法 人 学 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長 殿

文 部 科 学 省 科 学 技 術 ・ 学 術 政 策 局 長
西 條 正 明

国 立 大 学 法 人 及 び 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 の 出 資 に 関 す る 認 可 基 準 の
一 部 改 正 等 に つ い て (通 知)

このたび、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準（平成 16 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）」（以下「本基準」という。）を令和 8 年 4 月 27 日付で別紙 1 のとおり一部改正しました。

貴法人におかれては、改正内容について十分に御了知の上、事務処理において遺漏のないように対応願います。

記

1. 改正の要旨

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、本基準に照らして適切なものである場合に、出資を行うことが可能であり、文部科学大臣は、これを認可するものとされています。

本基準において、出資先法人が指定国立大学研究成果活用事業者（指定国立大学法人の技術に関する研究成果を活用するベンチャー）である場合にのみ、事業の実施状況について報告を求めていました。

しかしながら、成果活用促進事業者、教育研究施設管理等事業者、研究成果活用事業者も国立大学法人等における研究成果等を社会に還元する役割を担っていることを踏まえ、制度の適正な運用を確保する観点から、出資先法人がこれらの事業者である場合にも、事業の実施状況について報告を求める規定へと改正するものです。

併せて、国立大学法人等及びその出資先法人において、国民のニーズに対応していない業務が自己増殖的に増えることを防止する観点から、出資先法人の定款等を変更しようとする場合の手續について新たに規定を整備するものです。

2. 改正の概要

- ・出資先法人が成果活用促進事業者等（成果活用促進事業者、教育研究施設管理等事業者、研究成果活用事業者又は指定国立大学研究成果活用事業者）である場合に、事業の実施状況について報告を求める改正及び実施状況報告書様式の改正【第4条第1項及び別記様式第二関係】
- ・出資先法人が成果活用促進事業者等であって、当該法人の定款等を変更しようとする場合（定款等の変更により、成果活用促進事業者等となる場合を含む。）は、定款等の変更案や変更の日以後における中長期的事業計画等を事前に提出するよう求める規定を新設【第4条第3項関係】

3. Q&Aの整備

出資認可に関する判断基準や手続を示す観点から、今回の改正内容に加え、以下について、Q&Aを整備しました。

- ・出資先法人による会社の設立
- ・共同出資による会社の設立
- ・出資認可後に必要となる手続

○添付資料

- 別紙1－1：新旧対照表
- 別紙1－2：一部改正後の認可基準
- 別紙2：Q&A

本通知内容は下記ホームページにも掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/sangakuc/mext_02564.html

【本件に関する問い合わせ先】

科学技術・学術政策局

産業連携・地域振興課 産業連携推進室

電話：03-6734-4264

E-mail：kengijut@mext.go.jp

○国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準（文部科学大臣決定）

新旧対照表

(以下、傍線部分は改正箇所。)

改 正 後	改 正 前
[略]	[略]
第一条 [略]	第一条 [略]
一 [略]	一 [略]
イ [略]	イ [略]
ロ [略]	ロ [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) 当該事業者の役員が次のいずれにも該当しないこと。 <u>。</u>	(2) 当該事業者の役員が次のいずれにも該当しないこと
(i)～(iv) [略]	(i)～(iv) [略]
ハ～リ [略]	ハ～リ [略]
二～四 [略]	二～四 [略]
第二条 [略]	第二条 [略]
第三条 [略]	第三条 [略]
一・二 [略]	一・二 [略]
三 [略]	三 [略]
イ～ヲ [略]	イ～ヲ [略]
[削る]	<u>ワ 第一条第二号ロ(1)、(2)及び(4)に定める事項が確認できる書類</u>
[削る]	<u>カ 第一条第三号ホに定める事項が確認できる書類</u>
<u>ワ</u> 別表 1 に定める成果活用促進事業者等の要件を記載した書類	<u>ヨ</u> 別表 1 に定める成果活用促進事業者等の要件を記載した書類
<u>カ</u> 別表 2 に定める成果活用促進事業等の内容及び実施方法を記載した書類	<u>タ</u> 別表 2 に定める成果活用促進事業等の内容及び実施方法を記載した書類
<u>ヨ</u> 別表 3 に定める成果活用促進事業等の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載した書類	<u>レ</u> 別表 3 に定める成果活用促進事業等の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載した書類
<u>四 出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事</u>	[新設]

改正後	改正前
<p><u>業者であって、出資の財源が政府出資金である場合は、次に掲げる書類</u></p> <p><u>イ 第一条第二号ロ(1)、(2)及び(4)に定める事項が確認できる書類</u></p> <p><u>ロ 第一条第三号ホに定める事項が確認できる書類</u></p> <p>第四条 出資の相手方が<u>成果活用促進事業者等</u>である場合は、第一条の認可を受けた<u>国立大学法人等</u>は、当該認可に係る出資の相手方の各事業年度における<u>成果活用促進事業等</u>の実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、文部科学大臣に別記様式第二により報告をしなければならない。</p> <p>2 出資の相手方が<u>成果活用促進事業者等</u>である場合は、第一条の認可を受けた<u>国立大学法人等</u>は、文部科学大臣から当該出資及び当該出資の相手方の<u>成果活用促進事業等</u>の実施に関し必要な資料を求められた場合は、当該資料を提出するものとする。</p> <p><u>3 出資の相手方が成果活用促進事業者等であって、当該出資の相手方の定款その他の基本約款を変更しようとする場合（定款その他の基本約款の変更により、出資の相手方が成果活用促進事業者等となる場合を含む。）は、第一条の認可を受けた国立大学法人等は、次に掲げる書類を事前に文部科学大臣に提出するものとする。</u></p> <p><u>一 当該出資の相手方の定款その他の基本約款の変更案</u></p> <p><u>二 当該出資の相手方の定款その他の基本約款の変更の日以後における、第一条第一号ハ(2)(ii)</u></p>	<p>第三条第三号は成果活用促進事業者等が提出すべき書類を規定しているため、第四号を新設し認定特定研究成果活用支援事業者が提出すべき書類を規定しているワ、カを移管。</p> <p>第四条 出資の相手方が<u>指定国立大学研究成果活用事業者</u>である場合は、第一条の認可を受けた<u>指定国立大学法人</u>は、当該認可に係る出資の相手方の各事業年度における<u>指定国立大学研究成果活用事業</u>の実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、文部科学大臣に別記様式第二により報告をしなければならない。</p> <p>指定国立大学研究成果活用事業者に限定していた実施状況の報告を、成果活用促進事業者、教育研究施設管理等事業者、研究成果活用事業者にも適用するもの。</p> <p>2 出資の相手方が<u>指定国立大学研究成果活用事業者</u>である場合は、第一条の認可を受けた<u>指定国立大学法人</u>は、文部科学大臣から当該出資及び当該出資の相手方の<u>指定国立大学研究成果活用事業</u>の実施に関し必要な資料を求められた場合は、当該資料を提出するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>成果活用促進事業者等である出資の相手方の定款等を変更し、認可時から事業を変更しようとする場合（定款等の変更により、成果活用促進事業者等となる場合を含む。）は、定款等の変更案や変更の日以後における中長期的事業計画等を事前に提出する規定を新設する。</p>

改正後	改正前
<p><u>に定める当該出資の相手方が策定する基本的な経営方針及び中長期的事業計画</u></p> <p>附 則 この決定は、平成十六年四月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、平成二十六年八月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和元年七月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和三年四月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和四年四月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和五年六月六日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和六年九月二日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和七年六月一日から実施する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この決定は、令和八年四月二十七日から実施する。</u></p>	<p>附 則 この決定は、平成十六年四月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、平成二十六年八月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和元年七月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和三年四月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和四年四月一日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和五年六月六日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和六年九月二日から実施する。</p> <p>附 則 この決定は、令和七年六月一日から実施する。</p>

令和〇年度における**成果活用促進事業者等**の業務の実施状況報告書

〇〇〇第〇号

年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

〇年〇月〇日付け文科〇第〇号において認可を受けた出資の相手方である**成果活用促進事業者等**の**成果活用促進事業等**の令和〇年度の実施状況を下記の通り報告します。

記

1. **成果活用促進事業等**の実施の状況
2. 国立大学等における学術研究の特性等への配慮の状況
3. 民間事業者等への配慮の状況
4. **成果活用促進事業等**の運営に伴う令和〇年度における収入及び費用の実績

(単位:千円)

	令和 年度実績	当初予定	差異
営業収入 (A) 〇〇収入 (a) その他収入 (b)			
営業費用 (B) 人件費 (c) 〇〇経費 (d) その他経費 (e)			
経常利益 (C = A - B)			
法人税等 (D)			
税引後損益 (E = C - D)			

累積損益 (F)			

(注) 本表の項目は一つの例を示したものである。項目については、提出されている別記様式第一別表3の項目に合わせる。

5. **成果活用促進事業等**の実施に必要な資金の令和〇年度における調達実績

(単位：千円)

	令和 年度実績	当初予定	差異
内部留保計 (G) 経常利益 (C) 償却費戻入 (e') 支払税等 (D')			
財務収入計 (H) 出資金 (f) 国立大学法人からの出 資金 (g) その他出資金 (h) 〇〇収入 (a' ~ b') 借入金 (i)			
財務支出計 (I) 創業費 (j) 設備投資 (e'') 借入金返済 (i')			
財務収支 (J = H - I)			
期末現金残高 (K = G + J)			
借入金残高 (L)			

(注) 本表の項目は一つの例を示したものである。項目については、提出されている別記様式第一別表3の項目に合わせる。

6. **成果活用促進事業等**以外の事業を同一の主体が併せて営む場合は、その**成果活用促進事業等**以外の事業の実施の状況や財務に関する状況

7. 出資の相手方である成果活用促進事業者等に、子会社、関連会社その他の資本関係を有する会社（承認 TLO 及び認定特定研究成果活用支援事業者を除く）がある場合は、本様式を準用し、当該会社における事業の実施状況について報告をするとともに、当該会社の定款その他の基本約款を提出すること。ただし、当該定款その他の基本約款に前年度から変更がない場合は、その提出を省略することができる。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準

文部科学大臣決定	平成16年3月31日
改正	平成26年8月1日
改正	令和元年7月1日
改正	令和3年3月31日
改正	令和4年4月1日
改正	令和5年6月5日
改正	令和6年9月2日
改正	令和7年6月1日
改正	令和8年4月27日

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号。以下「法」という。）第二十二条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条の二第二項並びに国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第二条の規定を実施するため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資（法第三十四条第一項に規定される指定国立大学法人（以下「指定国立大学法人」という。）の法第三十四条の二における出資を含む。）に関する認可基準及び認可申請書の様式等を次のように定める。

第一条 文部科学大臣は、法第二十二条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条の二第二項の認可に係る申請の内容が次に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、これを認可するものとする。

一 出資の相手方に関すること。

イ 出資の相手方が次に掲げる者のいずれかに該当すること。

- (1) 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号。以下「令」という。）第三条第二項第一号又は第二号に規定する事業（以下「成果活用促進事業」という。）を行う者であって、出資を行おうとする国立大学法人又は大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）と連携関係のあるもの（以下「成果活用促進事業者」という。）であること。
- (2) 令第三条第二項第三号に規定する事業を行う者（以下「承認 TL0」という。）であって、出資を行おうとする国立大学法人等と提携関係のあるものであること又は産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九条第一項の規定に基づき、認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画に従って特定研究成果活用支援事業を実施する者（同法第二十条第一項の変更の認定を受けた者を含む。以下「認定特定研究成果活用支援事業者」という。）であって、出資を行おうとする国立大学法人等と連携関係のあるも

のであること。

- (3) 法第二十二條第一項第六号に規定する事業（以下「教育研究施設管理等事業」という。）を行う者であつて、出資を行おうとする国立大学法人等と連携関係のあるもの（以下「教育研究施設管理等事業者」という。）であること。
 - (4) 令第三條第一項第一号又は第二号に規定する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を行う者であつて、出資を行おうとする国立大学法人等と連携関係のあるもの（以下「研究成果活用事業者」という。）であること。
 - (5) 法第三十四條の二第一項に規定する事業（以下「指定国立大学研究成果活用事業」という。）を行う者であつて、出資を行おうとする指定国立大学法人と連携関係のあるもの（以下「指定国立大学研究成果活用事業者」という。）であること。
- ロ 出資の相手方が成果活用促進事業者、教育研究施設管理等事業者、研究成果活用事業者又は指定国立大学研究成果活用事業者（以下「成果活用促進事業者等」という。）である場合は、当該事業者が、株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、学校法人その他の法人（日本国内に住所又は居所を有する外国法人を含む。）のいずれかであり、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 当該事業者が次のいずれにも該当しないこと。
 - (i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に指定する暴力団員（以下この(i)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者
 - (ii) 法若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (2) 当該事業者の役員が次のいずれにも該当しないこと。
 - (i) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - (ii) 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (iii) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(iv) 暴力団員等

ハ 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合は、成果活用促進事業、教育研究施設管理等事業、研究成果活用事業又は指定国立大学研究成果活用事業（以下「成果活用促進事業等」という。）の実施に係る次に掲げる要件を満たし、当該事業を適切に実施することが認められること。

(1) 成果活用促進事業者等の要件に関する事項

成果活用促進事業者等は、本事業の趣旨に沿った運営を図ることができること。

(2) 成果活用促進事業等の内容及び実施方法に関する事項

(i) 成果活用促進事業等に必要とされる業務内容

成果活用促進事業者等は成果活用促進事業等を自らにおいて行うか、又は当該事業の一部を適確かつ円滑に実施することができる委託先に委託すること等により、責任をもって遂行すること。

(ii) 経営方針の策定及び中長期的事業計画の作成

成果活用促進事業者等は、基本的な経営方針を策定するとともに、将来にわたって当該事業を存続させることを前提として、当該事業の実施に関する中長期的な事業計画を作成すること。

(iii) 適切な人材の確保

成果活用促進事業者等は、事業を適切かつ確実に遂行するため、業務全体の内容を責任を持って監督し得る能力を有する常勤の役職員を一名以上確保すること。また、実施する業務に関し豊富な知識や十分な能力がある者を配置するよう努めること。

(iv) その他

成果活用促進事業等以外の事業を同一の主体が併せて営む場合は、成果活用促進事業等に係る取引とそれ以外の事業に係る取引に関する経理を区分するなど成果活用促進事業等に係る経理を明確化すること。

(3) 国立大学等における学術研究の特性その他成果活用促進事業等の実施に際し配慮すべき事項

(i) 国立大学等における学術研究の特性等への配慮

成果活用促進事業者等は、常に、国立大学又は大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）の主体性や研究者等の自主性を尊重するとともに、国立大学等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。

(ii) 民間事業者等への配慮

成果活用促進事業者等は、本事業が国立大学等における研究活動の成果を効率的に社会に還元するものであることに鑑み、成果活用促進事業

等と類似の事業を行う者の活動を不当に妨げることがないよう配慮すること。

加えて、研究成果の活用に関する情報の提供及び実施許諾等の際し、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをすることのないよう配慮すること。

ニ 出資の相手方が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を出資を行おうとする国立大学法人等に提出していること。

(1) 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合

第三条第一号から第三号までに掲げる書類

(2) 出資の相手方が承認 TL0 である場合

(i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款

(ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

(iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録又は持分の取得の承認若しくは出資の引受をする権利の取得の決議をした社員総会議事録

(iv) 出資の相手方となる承認 TL0 が設立中であるか、又は設立後一年を経過していない場合には、特定大学技術移転事業の実施に関する計画承認実施要綱（平成十年文部省・通商産業省告示第二号）様式第一別表三（特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法）に従って作成した書類

(3) 出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事業者である場合

(i) 認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの

(ii) 認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

(iii) 当該出資に係る株式の発行を決定した取締役会議事録

(iv) (i)から(iii)までに掲げるもののほか、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき文部科学大臣及び経済産業大臣に提出した書類

ホ 出資の相手方が、出資を行おうとする年度の前年度までの出資の相手方の累積損益が黒字であるか、又は赤字である場合には次のいずれかに該当すること。

(1) 三年間程度のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれる

こと。

(2) 特定大学技術移転事業又は特定研究成果活用支援事業の充実・拡大が具体的に見込まれること。

(3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の事由があること。

へ 出資の相手方が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第五条第二項により承認を取り消されるおそれがないこと又は産業競争力強化法第二十条第二項又は第三項により認定を取り消されるおそれがないこと（出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合を除く。）。

ト 出資の相手方が、支払不能や債務超過による破産、会社更生、民事再生等の手続き開始のおそれがなく、かつ、銀行取引停止処分を受けていないこと。

チ 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である株式会社（以下「認定法人」という。）であって、出資の財源が国立大学法人法第七条第二項に基づき政府から国立大学法人等に出資された資金（以下「政府出資金」という。）である場合にあつては、国立大学法人等が当該株式会社の議決権の総数の三分の二以上の数の議決権を保有すること。

リ 出資の相手方が、認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合（以下「認定組合」という。）であつて、出資の財源が政府出資金である場合にあつては、認定法人が無限責任組合員として業務を執行するものに限ること。

二 出資の財源に関すること。

イ 出資の財源及び出資額について、次に掲げる事項を満たしていること。

(1) 出資の財源として運営費交付金相当額を充てていないこと。

(2) 出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、法第三十五条の二の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であること。ただし、政府出資金を財源とする出資を行う場合においては、この範囲を超える額とすることを妨げるものではない。

ロ 出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事業者であつて、出資の財源が政府出資金である場合にあつては、次に掲げる事項を満たしていること。

(1) 認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体について、認定組合と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給（以下「民間出融

資」という。)が行われるものであるとともに、支援の対象となる個別の特定研究成果活用事業についても、認定組合と協調して民間出融資が行われるものであること(創業者(産業競争力強化法第二条第三十一項に規定する創業者をいう。)が実施する特定研究成果活用事業その他特別の事情により民間出融資が行われることが困難であると認められる特定研究成果活用事業を支援の対象とする場合を除く。)

- (2) 既に政府出資金を財源として出資した認定組合(以下「既政府出資認定組合」という。)がある場合にあつては、新たに出資しようとする認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合が、既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合を超えると見込まれること(新たに出資しようとする認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業の支援の対象が既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業の支援の対象と異なる場合又は景気の変動その他特別の事情により民間出融資の割合を高めることが困難であると認められる場合を除く。)
- (3) 認定法人又は認定法人が無限責任組合員として業務を執行する認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業については、類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないように配慮し、民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。
- (4) 既政府出資認定組合がある場合であつて、新たに当該既政府出資認定組合以外の認定組合に対する出資を行うに当たっては、当該認定組合が認定を受けた日から六月以降は既政府出資認定組合から特定研究成果活用事業者に対する新たな資金供給を行わないことが見込まれること(既政府出資認定組合が既に資金供給を行っている特定研究成果活用事業者に対して追加で資金供給を行う場合を除く。)その他既政府出資認定組合が実施する特定研究成果活用支援事業に基づく資金供給が円滑かつ確実に実施されると認められること。
- (5) 認定法人又は認定組合の無限責任組合員たる法人は、個人及び特定研究成果活用事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ情報公開を一般に行うとともに、認定特定研究成果活用支援事業者に出資する国立大学法人等や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その事業の透明性を確保するものであること。

三 出資を行おうとする国立大学法人等に関すること。

- イ 出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。
その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。
- ロ 役員会及び経営協議会等の国立大学法人等の所要の手続を経る際に、出資の相手方となる成果活用促進事業者等、承認 TLO 又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果さないようにする等の配慮がなされていること。
- ハ 国立大学法人等が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、国立大学法人等の所要の手続を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。
- ニ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たっては、国立大学法人等において出資事業に関係する部局の間で適切な役割分担がなされた上で、次に掲げる全学的な体制が構築されていること（当該国立大学法人等が指定国立大学法人である場合を除く。）。
- (1) 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。
- (i) 資金運用管理にあたっての基本方針
 - (イ) 運用の目的
 - (ロ) 運用の目標
 - (ハ) 運用の範囲
 - (ニ) 運用の方法
 - (ii) 運用管理体制等
 - (イ) 運用の評価
 - (ロ) 資金運用管理委員会
 - (ハ) 資金の運用
 - (ニ) 運用報告
 - (ホ) 見直し
- (2) 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を設置していること。
- (i) 五人以上の委員からなり、うち一人以上は業務として二年以上の資金運用の実務経験者とする事。
 - (ii) 委員のうち、二人以上は、学外委員とすること。また、学外委員のうち一人以上は、当該国立大学法人等の同窓会の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者とする事。
 - (iii) 四半期に一度以上開催すること。
- (3) 資金運用を担当する役員及び複数名の職員が配置される見込みであること。また、資金運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に

- 資するために必要な規則を定めること。
- (4) 半期に一度、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。
- (5) 会計監査人及び監事の監査を受けること。
- ホ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資を行うに当たって、出資の財源が政府出資金である場合にあっては、次に掲げる要件を満たす委員会が設置されていること。
- (1) 委員会は、当該国立大学法人等の役職員以外の者であつて、特定研究成果活用支援事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有する者により構成されていること。
- (2) 委員会は、当該国立大学法人等の求めに応じ、特定研究成果活用支援事業の実施体制、実施方針及び実施状況について必要な助言を行うこと。
- へ 国立大学法人等が指定国立大学研究成果活用事業者に対して出資を行う場合は、当該国立大学法人等は出資の相手方となる事業者の無限責任社員とならないこと。

四 出資に係る給付及び取得株式の価額等に関すること。

- イ 出資に係る給付が知的財産等の現物出資である場合は、その評価額が市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。
- ロ 国立大学法人等が出資によって取得する株式の評価額が、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。
- ハ 出資に係る給付及び取得株式の対価関係が、合理的な範囲内のものであること。
- ニ 国立大学法人等が出資によって取得する株式が議決権制限株式や劣後株等である場合は、合理的な理由に基づくものであること。
- ホ 国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資する場合における出資額については、当該事業者に係る特定研究成果活用支援事業計画等に鑑み、適切な規模のものであること。

第二条 国立大学法人法施行規則第二条第一項、第三項及び第四項に規定する申請書の様式は別記様式第一のとおりとする。

第三条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 出資の相手方が株式会社である場合は、当該出資に係る株式の発行を決定した際の当該決定に係る取締役会議事録、特例有限会社である場合には、国立大学法人等の当該出資に係る持分の取得を承認した際又は当該出資の引受をす

る権利の取得を決議した際の当該承認又は決議に係る社員総会議事録、その他の法人である場合にはこれらに準ずる書類

二 当該出資に係る国立大学法人等の役員会及び経営協議会の議事録

三 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合は、申請者である国立大学法人等（ホにおいて「申請者」という。）が出資を行おうとする成果活用促進事業者等（これらを設定しようとする者である場合を含む。）（以下「出資先法人」という。）に関する次に掲げる書類（ハからリまでに掲げる書類については、出資の相手方が成果活用促進事業者である場合に限る。）

イ 出資の相手方となる成果活用促進事業等を実施する者の認可申請書を提出する日における定款その他の基本約款（成果活用促進事業等を実施する者が設立中の場合は、定款その他の基本約款の案）

ロ 出資の相手方となる成果活用促進事業等を実施する者が設立後一年以上を経過している場合にあつては、出資の相手方となる成果活用促進事業等を実施する者の認可申請書を提出する日の属する会計年度の直近の会計年度に係る貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

ハ 出資先法人の役員（出資先法人を設定しようとする者である場合にあつては、出資先法人の役員になろうとする者）が成果活用促進事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類

ニ 出資先法人が成果活用促進事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを証する書類

ホ 出資先法人に対する成果活用促進事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該法人と申請者との間の連携協力体制を説明する書類

ヘ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める書類

(1) 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）を必要とする場合 当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類

(2) 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。）をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれを行うことができることを証する書類

ト 出資先法人が実施する成果活用促進事業の収益の目標を定める書類

チ 出資先法人が支援を行う対象となる民間事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定める書類

- リ 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
- ヌ 出資先法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - (1) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - (2) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ル 出資先法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (3) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (4) 暴力団員等
- ヲ 第一条第一号ハ(2)(ii)に定める出資の相手方となる成果活用促進事業者等が策定する基本的な経営方針及び中長期的事業計画
- ワ 別表1に定める成果活用促進事業者等の要件を記載した書類
- カ 別表2に定める成果活用促進事業等の内容及び実施方法を記載した書類
- コ 別表3に定める成果活用促進事業等の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載した書類

四 出資の相手方が認定特定研究成果活用支援事業者であって、出資の財源が政府出資金である場合は、次に掲げる書類

- イ 第一条第二号ロ(1)、(2)及び(4)に定める事項が確認できる書類
- ロ 第一条第三号ホに定める事項が確認できる書類

第四条 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合は、第一条の認可を受けた国立大学法人等は、当該認可に係る出資の相手方の各事業年度における成果活用促進事業等の実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、文部科学大臣に別記様式第二により報告をしなければならない。

2 出資の相手方が成果活用促進事業者等である場合は、第一条の認可を受けた国立大学法人等は、文部科学大臣から当該出資及び当該出資の相手方の成果活用促進事業等の実施に関し必要な資料を求められた場合は、当該資料を提出するものとする。

3 出資の相手方が成果活用促進事業者等であつて、当該出資の相手方の定款その他の基本約款を変更しようとする場合（定款その他の基本約款の変更により、出資の相手方が成果活用促進事業者等となる場合を含む。）は、第一条の認可を受けた国立大学法人等は、次に掲げる書類を事前に文部科学大臣に提出するものとする。

一 当該出資の相手方の定款その他の基本約款の変更案

二 当該出資の相手方の定款その他の基本約款の変更の日以後における、第一条第一号ハ(2) (ii)に定める当該出資の相手方が策定する基本的な経営方針及び中長期的事業計画

附 則

この決定は、平成十六年四月一日から実施する。

附 則

この決定は、平成二十六年八月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和元年七月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和三年四月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和四年四月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和五年六月六日から実施する。

附 則

この決定は、令和六年九月二日から実施する。

附 則

この決定は、令和七年六月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和八年四月二十七日から実施する。

出資に係る認可申請書

年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

国立大学法人法 $\left(\begin{array}{l} \text{第 2 2 条第 2 項} \\ \text{第 2 9 条第 2 項} \\ \text{第 3 4 条の 2 第 2 項} \end{array} \right)$ の規定に基づき、下記の計画について
認可を受けたいので、申請します。

記

1. 出資先
 - (1) 名称
 - (2) 住所又は居所
 - (3) 代表者名

2. 出資に係る財産の内容及び評価額（財源）

3. 出資を行おうとする時期

4. 出資を必要とする理由

5. 出資の認可の申請に係る手続きについて

6. 認定特定研究成果活用支援事業者が行う事業が適正に執行されるよう、国立大学法人等がとる措置

7. 株式等について
 - (1) 取得予定の出資先の株式会社の株式数又は特例有限会社の出資口数
 - (2) 取得予定株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況
 - (3) 国立大学法人等の取得予定の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又

は資本に占める割合（設立中の法人については発行予定株式数の総数又は予定される資本に占める割合）

- (4) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式会社の株式数又は特例有限会社の出資口数
- (5) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況
- (6) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又は資本に占める割合

【連絡先】

担当者名

電話番号

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

- (1) 「2. 出資に係る財産の内容及び評価額(財源)」には、現物出資の場合は、その評価額及び評価額の算定根拠を記入すること。必要であれば参考資料を添付すること。また、出資を行う財源についても記入すること。【例(寄附金、受託研究の間接経費、剰余金)】
- (2) 「4. 出資を必要とする理由」には、出資先において、前年度までの累積損益が赤字である場合は、出資先の累積損益の改善見込み及び今後の事業計画において国立大学法人等が当該出資先に出資する必要性を記載すること。
- (3) 「5. 出資の認可の申請に係る手続きについて」には、国立大学法人等の手続きの経過を記載すること。出資の相手先の関係者が手続きに関与した場合は、必ずその詳細を記入すること。
- (4) 「6. 認定特定研究成果活用支援事業者が行う事業が適正に執行されるよう、国立大学法人等がとる措置」については、第一条第三号ニに掲げる事項に係ることについて記入すること。
- (5) 「7. (2) 取得予定株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況」には、取得予定株式の取得後における国立大学法人等に係る出資先の議決権の状況が明瞭になるように、取得予定の株式に劣後株等が含まれる場合は、株式の種類、各種類ごとの数及び議決権の状況を記入すること。
- (6) 「7. (5) 国立大学法人等が既に所有している出資先の株式の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況」には、既に株式を所有している場合は、所有している株式(劣後株が含まれる等)の種類、各種類ごとの数及び現在の議決権の状況を記入すること。

別表 1

成果活用促進事業等を実施する者の要件に関する事項

1. 名称
2. 所在地（注1）
3. 代表者
4. 連絡先
5. 設立年月日（予定年月日）
6. 出資金及び出資者等の構成（注2）
7. 役員の構成（注3）
8. 組織（注4）
9. 役職員数（注5）

	成果活用促進事業等に 従事する役職員数	全役職員数
常勤役職員（注6） （うち、実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者）	名 （ 名）	名 （ 名）
非常勤役職員 （うち、実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者）	名 （ 名）	名 （ 名）
合 計 （うち、実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者）	名 （ 名）	名 （ 名）

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（注1） 成果活用促進事業等を実施する本拠となる場所の住所を記載する。

（注2） 一般社団法人又は一般財団法人の場合は、基金の額及び出えん者の構成を記載する。学校法人の場合は、基本金の額を記載する。

（注3） 常勤・非常勤の区別が明らかになるよう記載する（なお、ここでいう「常勤」の意味については、注6参照）。また、役員の略歴を記載した資料を添付する。

（注4） 組織図を添付する。

（注5） 「実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者」を他の職員と区

別して記載する。また、該当する者の略歴を記載した資料を添付する。

(注6) 「常勤」とは、成果活用促進事業等を実施する者との契約関係・身分関係の別を問わず、同事業を実施する場所を主たる勤務先とすることをいう。

別表 2

成果活用促進事業等の内容及び実施方法

1. 成果活用促進事業等の具体的内容
2. 国立大学等における学術研究の特性等への配慮の具体的内容
3. 民間事業者等への配慮の具体的内容

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別表 3

成果活用促進事業等の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 成果活用促進事業等の運営に伴い見込まれる収入及び費用

(単位：千円)

	年度	年度	年度	年度	年度	年度
営業収入 (A) ○○収入 (a) その他収入 (b)						
営業費用 (B) 人件費 (c) ○○経費 (d) その他経費 (e)						
経常利益 (C = A - B)						
法人税等 (D)						
税引後損益 (E = C - D)						
累積損益 (F)						

2. 成果活用促進事業等の実施に必要な資金の調達方法

(単位：千円)

	年度	年度	年度	年度	年度	年度
内部留保計 (G) 経常利益 (C)						

償却費戻入 (e') 支払税等 (D')						
財務収入計 (H) 出資金 (f) 国立大学法人から の出資金 (g) その他出資金 (h) 〇〇収入 (a' ~ b') 借入金 (i)						
財務支出計 (I) 創業費 (j) 設備投資 (e'')						
借入金返済 (i')						
財務収支 (J = H - I)						
期末現金残高 (K = G + J)						
借入金残高 (L)						

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注)

1. 少なくとも 5 期以上について記載する。
2. 金融機関からの融資期待がある場合で、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの債務保証の期待がある場合は、その旨を記載する。
3. 本表は一つの例を示したものであり、適宜修正も可とする。

令和○年度における成果活用促進事業者等の業務の実施状況報告書

○○○第○号

年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

○年○月○日付け文科○第○号において認可を受けた出資の相手方である成果活用促進事業者等の成果活用促進事業等の令和○年度の実施状況を下記の通り報告します。

記

1. 成果活用促進事業等の実施の状況
2. 国立大学等における学術研究の特性等への配慮の状況
3. 民間事業者等への配慮の状況
4. 成果活用促進事業等の運営に伴う令和○年度における収入及び費用の実績

(単位：千円)

	令和 年度実績	当初予定	差異
営業収入 (A) ○○収入 (a) その他収入 (b)			
営業費用 (B) 人件費 (c) ○○経費 (d) その他経費 (e)			

経常利益 (C = A - B)			
法人税等 (D)			
税引後損益 (E = C - D)			
累積損益 (F)			

(注) 本表の項目は一つの例を示したものである。項目については、提出されている別記様式第一別表3の項目に合わせる。

5. 成果活用促進事業等の実施に必要な資金の令和〇年度における調達実績

(単位：千円)

	令和 年度実績	当初予定	差異
内部留保計 (G) 経常利益 (C) 償却費戻入 (e') 支払税等 (D')			
財務収入計 (H) 出資金 (f) 国立大学法人からの出資金 (g) その他出資金 (h) 〇〇収入 (a' ~ b') 借入金 (i)			
財務支出計 (I) 創業費 (j) 設備投資 (e'') 借入金返済 (i')			
財務収支 (J = H - I)			

期末現金残高 (K = G + J)			
借入金残高 (L)			

(注) 本表の項目は一つの例を示したものである。項目については、提出されている別記様式第一別表3の項目に合わせる。

6. 成果活用促進事業等以外の事業を同一の主体が併せて営む場合は、その成果活用促進事業等以外の事業の実施の状況や財務に関する状況

7. 出資の相手方である成果活用促進事業者等に、子会社、関連会社その他の資本関係を有する会社（承認 TL0 及び認定特定研究成果活用支援事業者を除く）がある場合は、本様式を準用し、当該会社における事業の実施状況について報告をするとともに、当該会社の定款その他の基本約款を提出すること。ただし、当該定款その他の基本約款に前年度から変更がない場合は、その提出を省略することができる。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

Q1

出資の財源に関する要件は？

(別紙2)

A1

国立大学法人等は、出資の財源として、運営費交付金相当額を充てることはできません。【出資認可基準第一条第二号イ(1)】

また、出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、国立大学法人法第三十五条の二の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であることが必要です。【出資認可基準第一条第二号イ(2)】

国立大学法人等において運営費交付金の算定の対象とならない自己収入としては、様々なものが想定されますが、出資財源に充ててよいか否かの判断は、当該自己収入の提供元の意図や提供の趣旨等を踏まえ、学内で検討・整理されるべきものです。

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」

第一条
(略)

二 出資の財源に関すること。

イ 出資の財源及び出資額について、次に掲げる事項を満たしていること。

(1) 出資の財源として運営費交付金相当額を充てていないこと。

(2) 出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、法第三十五条の二の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であること。ただし、政府出資金を財源とする出資を行う場合においては、この範囲を超える額とすることを妨げるものではない。

国立大学法人等が出資を行う際には、あらかじめ、国立大学法人法第二十五条第二項及び第二十七条に定められた役員会及び経営協議会において、審議を経ていなければなりません。【出資認可基準第一条第三号イ】

また、役員会及び経営協議会の意思決定においては、出資の相手方となる成果活用促進事業者等、承認TLO又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者(役職員や個人株主等)あるいは出資金の原資を提供する関係者(寄附者等)が主導的役割を果たさないようにするなど、利益相反への配慮が求められます。【出資認可基準第一条第三号ロ及びハ】

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」

第一条

(略)

三 出資を行おうとする国立大学法人等に関すること。

イ 出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。

ロ 役員会及び経営協議会等の国立大学法人等の所要の手続を経る際に、出資の相手方となる成果活用促進事業者等、承認TLO又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。

ハ 国立大学法人等が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、国立大学法人等の所要の手続を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。

文部科学省の担当者へ事前にご相談ください。

事業（定款）を変更しようとする出資先法人が、国立大学法人法に定める6類型（※）のうち、類型1、4、5、6のいずれかである場合（定款の変更により、類型1、4、5、6のいずれかとなる場合を含む。）は、文部科学省に対して、当該出資先法人の定款の変更案等を事前にご提出いただく必要があります。【出資認可基準第四条第三項】

また、事業（定款）を変更しようとする出資先法人が、類型2、3のいずれかである場合（定款の変更により、類型2、3のいずれかとなる場合を含む。）は、文部科学省及び経済産業省に対して、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律や、産業競争力強化法に基づき、申請等を行う必要があります。

原則として、6類型に係る業務の範囲内であれば変更は可能ですが、出資先法人における、国立大学法人等における研究成果等の社会還元や、事業を適切に実施する体制等が損なわれないことについて確認させていただきます。

※**類型1**: 成果活用促進事業者、**類型2**: 承認TLO、**類型3**: 認定特定研究成果活用支援事業者、**類型4**: 研究成果活用事業者、**類型5**: 指定国立大学研究成果活用事業者、**類型6**: 教育研究施設管理等事業者、の6つの類型のこと。

類型追加に係る手続／類型追加後に必要となる実施状況の報告

出資先法人の類型		類型追加に係る手続		類型追加後に必要となる実施状況の報告	
現行	追加	国立大学法人等	出資先法人	国立大学法人等	出資先法人
類型 1、4、5、6 のいずれか	類型 1、4、5、6 のいずれか	出資先法人の 定款の変更案等を提出	左記に協力	出資先法人の 類型 1、4、5、6 に係る 実施状況報告書を提出	左記に協力
類型 1、4、5、6 のいずれか	類型 2、3 のいずれか	出資先法人の 定款の変更案等を提出	類型 2 の承認又は 類型 3 の認定に係る申請等	出資先法人の 類型 1、4、5、6 に係る 実施状況報告書を提出	類型 2 の承認又は 類型 3 の認定に係る 実施状況報告書を提出
類型 2、3 のいずれか	類型 1、4、5、6 のいずれか	出資先法人の 定款の変更案等を提出	類型 2 の承認及び／又は 類型 3 の認定に係る申請等	出資先法人の 類型 1、4、5、6 に係る 実施状況報告書を提出	類型 2 の承認及び／又は 類型 3 の認定に係る 実施状況報告書を提出
類型 2、3 のいずれか	類型 2、3 のいずれか	右記に協力	類型 2 の承認及び 類型 3 の認定に係る申請等	右記に協力	類型 2 の承認及び 類型 3 の認定に係る 実施状況報告書を提出

Q4

出資先法人は会社を設立できるのか？

A4

文部科学省の担当者へ事前にご相談ください。

設立にあたっては、以下の①及び②に掲げる要件を満たす必要があります。また、出資先法人が会社を設立する意義や必要性等を確認させていただきます。

(以下、説明の便宜上、出資先法人を「子会社」、当該子会社が設立する法人を「孫会社」と表記します。)

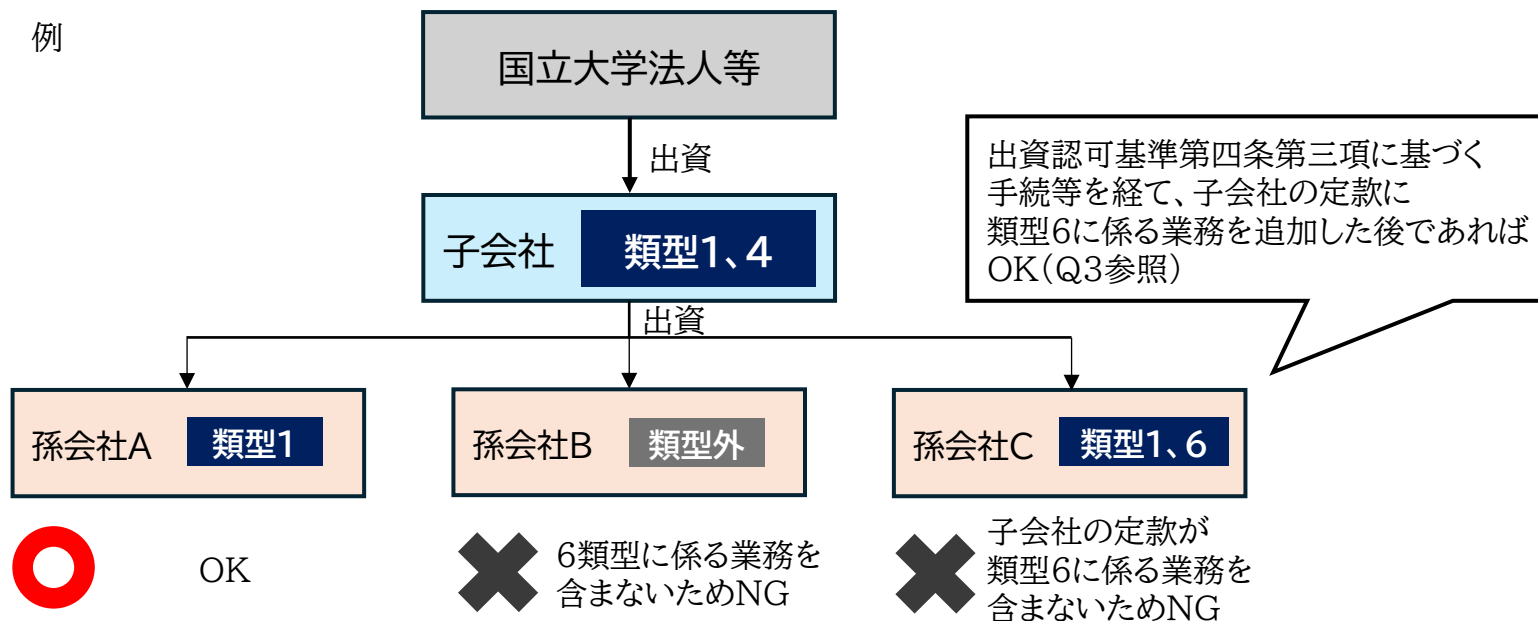
①孫会社の事業(定款)は、国立大学法人法に定める6類型(※)に係る業務のいずれかを含むこと。

②孫会社の事業(定款)は、子会社の定款に定める事業の範囲内であること。

加えて、孫会社が類型2、3のいずれかである場合は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律や、産業競争力強化法に基づく申請等も必要です。

※類型1:成果活用促進事業者、類型2:承認TLO、類型3:認定特定研究成果活用支援事業者、類型4:研究成果活用事業者、類型5:指定国立大学研究成果活用事業者、類型6:教育研究施設管理等事業者、の6つの類型のこと。

例



文部科学省の担当者へ事前にご相談ください。

出資先法人は、少なくとも国立大学法人等の出資割合以上の業務割合(※1)で、国立大学法人法に定める6類型(※2)に係る業務を実施する必要があります。

また、6類型以外に係る業務を実施する場合でも、当該業務は国立大学法人等の信用を失墜させないものとするよう留意してください。6類型以外に係る業務を実施する場合には、その意義や必要性等を確認させていただきます。

出資先法人が、企業等との共同出資により会社を設立する場合も同様の考え方となります。

出資先法人が実施可能な業務

国立大学法人等との資本関係	6類型に係る業務	6類型以外に係る業務
100%子会社	○ (6類型に係る業務のみ実施可能)	× (実施不可(※3))
上記以外 (共同出資)	○ (出資割合以上の業務割合で、6類型に係る業務を実施)	○ (国立大学法人等の信用を失墜させないものに限る)

※1 業務割合は、原則、コストベースでの評価を想定していますが、それ以外での評価が必要である場合はご相談ください。

※2 類型1:成果活用促進事業者、類型2:承認TLO、類型3:認定特定研究成果活用支援事業者、類型4:研究成果活用事業者、類型5:指定国立大学研究成果活用事業者、類型6:教育研究施設管理等事業者、の6つの類型のこと。

※3 出資認可を受けた6類型に係る業務に附帯する業務は実施可能。

例

国立大学法人が4000万円、企業が1000万円を出資して会社を設立。

当該会社は、①類型1、②類型4及び③6類型以外に係る業務を実施し、事業全体(①+②+③)の年間コストは3500万円。

この場合、国立大学法人の出資割合は4000万円/(4000万円+1000万円)=80%。

したがって、当該会社は、年間コストの80%(3500万×80%=2800万円)以上を①と②に充てる必要がある。

残りを③に充てることはできるが、③は国立大学法人の信用を失墜させないものに限られる。

出資認可を受けた後に生じ得る事項について、手続きの要否・手続き者・手続きの内容は、下表のとおりです。

特に、出資先法人が、国立大学法人法に定める6類型(※)のうち、類型2、3のいずれかである場合は、計画の変更や実施状況の報告については、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(TLO法)や、産業競争力強化法に基づき、手続きを行ってください。

下表に整理されていない事項については、文部科学省の担当者へ事前にご相談ください。

※類型1:成果活用促進事業者、類型2:承認TLO、類型3:認定特定研究成果活用支援事業者、類型4:研究成果活用事業者、類型5:指定国立大学研究成果活用事業者、類型6:教育研究施設管理等事業者、の6つの類型のこと。

6類型で共通の手続

事項	手続きの要否	手続き者	手続きの内容
追加の出資	要	国立大学法人等	新たに出資認可の申請を行ってください
事業(定款)の変更	要	国立大学法人等/ 出資先法人	Q3参照
出資先法人による会社の設立	要	国立大学法人等/ 出資先法人	Q4参照

類型1、4、5、6の手続

定款の変更を伴う事項(社名の変更など)	要	国立大学法人等	出資認可基準第四条第三項に基づき、手続きを行ってください
役員の変更	不要	—	手続きは不要ですが、事業を適切に実施する体制を維持してください
実施状況の報告	要	国立大学法人等	出資認可基準第四条第一項に基づき、各事業年度の報告を行ってください

類型2、3の手続

計画の変更	要	出資先法人	TLO法や産業競争力強化法に基づき、手続きを行ってください
実施状況の報告	要	出資先法人	TLO法や産業競争力強化法に基づき、各事業年度の報告を行ってください

出資の対価として受け取った株式については、保有期間の制限はありません。出資先法人の株式を寄附で受け取った場合についても同様です。

なお、平成29年8月1日付け通知「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて」や平成31年1月17日付け「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」は、出資先法人の株式には適用されません。

「平成29年8月1日高等教育局 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）」

（略）

3. 株式取得後の留意点

1. (1)の寄附及び1. (2)の「収益を伴う事業」の対価として株式を取得した場合並びに2.の新株予約権の権利行使により株式を取得した場合、その取得後において以下の点に留意する必要があること。

(1) 株式保有上の留意点

① 株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかんがみ適切でないことから、換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められること。

② ①における「特段の事情」としては、例として次に掲げる事情があげられ、この場合には必要な期間保有し続けることができるものであること。ただし、国立大学法人等の業務が、法第22条第1項各号及び第29条第1項各号に規定する業務の範囲に限定され、公益性があるものであることにかんがみ、当該株式の保有により得た配当金等を原資として実施する行為も、当然に、当該国立大学法人等の業務の遂行の範囲内である必要があること。また、一定の期間の保有により、当該株式の価額が結果として下落する可能性があることも十分留意した上で国立大学法人等においてその保有を判断すること。

ア 寄附により取得した株式について、その配当金等を原資として寄附目的の遂行に充てることを想定したものであるなど、国立大学法人等が一定の期間において株式を保有することが寄附目的である場合（※2）

イ 「収益を伴う事業」の対価として取得した株式について、換金可能な状態になった時点では、当該株式の価額が当該「収益を伴う事業」の対価に見合わない国立大学法人等が判断した場合

ウ 取得した大学発ベンチャー企業等の株式が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招く恐れがある場合

Q8 国立大学法人等と出資先の株式会社との関係は？

A8 国立大学法人等が出資する際、出資先法人が株式会社である場合には、国立大学法人等は当該出資先法人の株主となります。このとき、国立大学法人等の自己収入を出資の原資としている場合には、持株比率(議決権比率)に特段定めはありません。

出資者の権利として、株主は議決権を有し、例えば持株比率が50%を超える等一定の要件を満たす出資先法人は大学の特定関連会社(民間企業における子会社)となります。また、特定関連会社は原則として国立大学法人等の連結の範囲に含まれるため、連結財務諸表の作成が必要となります。

Q9 連結財務諸表の作成はどのような場合に必要か？

A9 国立大学法人等とその出資先の会社等(以下「関係法人」という。)には、「特定関連会社」、「関連会社」、「関連公益法人等」の3種類があり、関係法人に対する支配関係の強さ等に基づき、どの区分になるかの判定を行います。

具体的な判定基準については、国立大学法人会計基準「第12章 連結財務諸表」をご参照ください。

このうち「特定関連会社」については、原則として連結の範囲に含まれるため、連結財務諸表の作成が必要となります。また、「関連会社」については、原則として持分法を適用することとなります。

(参考)国立大学法人の連結財務諸表について

連結財務諸表は、2つ以上の事業体からなるグループを単一の会計主体と見なして、財政状態及び運営状況を総合的に報告することを目的とした財務諸表であり、国立大学法人等における連結財務諸表は、公的な資金が供給されているという点で、国立大学法人等と関係法人とを一つの集団とみなして、公的な主体としての説明責任を果たす観点から作成します。